

## 【 学 則 】

### <事業者の名称・所在地>

第1条 本研修は、次の事業者(以下「当社」という)が実施する

名称： 株式会社 北海道アルバイト情報社

所在地： 札幌市中央区南2条西6丁目13-1

### <設置目的>

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて

介護職員としての専門的な知識・技術の修得及び介護福祉士に相応しい倫理観を醸成し  
地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

### <研修事業の名称>

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする

ジョブキタ就職塾 介護福祉士実務者研修 通信課程講座

### <スクーリング会場の位置>

第4条 前条の研修を行うために使用するスクーリング会場は以下のとおりである

札幌市北区北20条西4丁目1-30

学校法人創研学園 看予備

### <修業年限と在籍年限>

第5条 研修期間は6ヶ月とし、在籍年限は2年とする。

### <受講定員及び学級数・対象地域>

第6条 定員は20名とし、学級数は3学級とする。

対象地域は北海道内とする(スクーリングに通えることが条件)

### <養成課程及び履修方法・教材>

第7条 ①本講座は通信課程とする。

②授業は通信学習及び面接授業により実施し、教育課程及び授業時間数は別表1のとおりとする。

③通信学習は、定められた授業科目ごとの時間数を印刷教材で自宅学習し、  
学習課題及び添削についてはeラーニングシステムを活用する。

④受講者はeラーニングシステムの課題を科目ごとに解き提出、不正解問題は解説を学習する。

⑤受講者は、テキスト教材の内容や課題についてEメール等でいつでも講師に質問することができる。  
(質問に関する通信料は受講者負担とする)

⑥面接授業は、印刷教材等による授業及び用具類を使った演習を、教材に則って行う。

⑦面接授業スケジュールは別紙に定める通りとする。 (9-1)

⑧使用する印刷教材：(株)日本医療企画発行「実務者研修テキスト全8巻」

メディア教材：(株)日本医療企画 Web学習システム (e-JMP GARDEN)

### <休業日>

第8条 事務局の休業日は次の通りとする

①土曜・日曜・祝日、他当社休業日

②年末年始 12/29～1/5

③天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当社が判断した日

### <受講時期>

第9条 受講時期は毎年、①4月1日～9月30日、②5月1日～10月31日、③6月1日～11月30日  
但し、開講日及び閉講日が土日祝日の場合は翌平日とする。

### <受講対象者>

第10条 受講対象者は、満18歳以上の心身ともに健康で全ての課程を自力で受講・遂行でき、  
期日までに受講料を納入し、以下を希望する者とする。

①特定技能介護の外国人材で介護福祉士国家試験の受験希望者

②介護福祉士国家試験を受験予定者

※但し母性保護のため妊娠中の人は除く

### <受講者の選考・決定>

第11条 前条の通りであることを確認する。

受講者選考は、申込み順に決定し、定員に達し次第締め切る。

但し、最低必要募集人員(4名)に満たない場合は開講を中止する

その場合の受講申込み者は次回開講の講座に振り替えるものとする。

### <受講手続き>

第12条 受講手続きは以下のとおりとし、全ての手続きを終えて受講可能とする。

①本研修の説明会に参加する

②当社が定める受講申込書類に記入し、本人証明書類と一緒に提出する(就労ビザ・パスポート等)  
他、履修免除科目のある研修の修了者は、修了証の写しを提出する

③書類を受領後、期日までに受講料・教材代金を入金する

④受講料支払い確認後、教材等を発送する

### <受講申込締め切り>

第13条 申し込み締め切り日は開講日の1ヶ月前とする。

但し、締切日までに定員に達していない場合は、当社の判断により申し込みを受付ける。

### <受講料>

第14条 本研修の受講料は教材費込みで以下のとおりとする

①無資格者 130,000円 450時間

②介護職員初任者研修修了者 100,000円 320時間

③ヘルパー2級修了者 100,000円 320時間

④ヘルパー1級修了者 50,000円 95時間

⑤介護職員基礎研修修了者 30,000円 50時間

### <受講料の返還>

第15条 納入された受講料は原則として返還しない。但し、開講前の本人による辞退申し出については  
以下に記載するルールに基づいて返還するものとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締め切り前日まで	100%返還
受講申込締切日～開講日2日前まで	50%返還
開講日前日以降	返還なし

### <退学・休学・復学規定>

- 第16条 受講者が退学する場合は、「退学届け」を提出するものとする。  
但し、第23条により退学となった場合は、この限りではない。
- 第17条 受講者が疾病や就業先の業務の事情等やむを得ない理由により修学が困難になった場合は、その理由を明らかにした休学届を提出し当社の許可を得るものとする。
- 第18条 前項により休学した者が復学しようとする時は、復学願いを提出し当社の許可を得て未履修科目から受講できる。但し、休学期間は最長1年までとする。

### <学習評価・課程修了認定・補講>

- 第19条 学習の評価は以下のとおりとする。
- ①受講者が必要な科目全てを履修したことを確認する。
  - ②通信科目はWeb学習システムの全ての科目が70%以上の正答率で合格とする。
  - ③前項の評価が不合格の場合、再度提出し再評価を行う。合格に達するまで提出し続ける。
  - ④面接授業は、遅刻・早退・中抜けなど30分以上出席がない場合は欠席とする。
  - ⑤「介護過程Ⅲ」と「医療的ケア」の面接授業は全日程を出席しなければならない。
  - ⑥「介護過程Ⅲ」はレポートによる筆記試験、実技評価試験にて合否判断を行い、合格基準は何れも60%以上とする。
  - ⑦「医療的ケア」の実技演習は、講師が評価チェックシートを基に合否判断をする。
  - ⑧面接授業をやむを得ない理由で欠席する場合は、欠席届けを提出するものとする。
- 第20条 課程修了認定は、カリキュラム全てを履修し、全ての課題に合格し、「介護過程Ⅲ」と「医療的ケア」の演習は前条⑤⑥⑦の通り到達目標に達した者を修了認定する。
- 第21条 面接授業を欠席した場合及び規定の時間内に合格に達しなかった場合は補講を受けるものとする。補講の日程等は、講師と受講者で話し合って調整する。補講費用は、1日5,000円とする。

### <教員組織>

- 第22条 本研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。
- |              |    |
|--------------|----|
| ①教務主任(専任講師)  | 1名 |
| ②介護過程Ⅲ担当専任講師 | 3名 |
| ③医療的ケア担当専任講師 | 1名 |
| ④事務職員        | 1名 |
| ⑤施設長         | 1名 |

### <賞罰>

- 第23条 受講者が次の各号に該当した場合、懲戒・停学または退学処分とすることができる。
- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
  - ②正当な理由なく、面接授業をすべて欠席した者。
  - ③研修の秩序を乱し故意に妨害・破損する行為があり、受講生としての本文に反した者。
  - ④法令違反、公序良俗に違反し、社会通念上、受講者として相応しくない者。
  - ⑤受講者・講師に対して就職の勧誘や商品の販売行為、つきまとう等の迷惑行為をする者。